

令和5年度

事業計画書

社会福祉法人 安芸高田市社会福祉協議会

目 次

I 基本方針	1
II 第2次中期経営計画の基本目標	1
III 重点的な取組計画	2
IV 事業内容	7

【総務課】

1 法人運営事業	7
2 センター受託管理運営事業	8

【地域福祉課】

1 地域福祉事業	9
2 地域包括支援センター事業	13
3 安芸高田市共同募金委員会事務事業	15
4 日本赤十字社広島県支部 安芸高田市地区事務事業	15

【介護支援課】

1	介護福祉事業	16
2	介護保険事業	17
3	障害者自立支援事業	20
4	移動支援サービス事業	21
5	福祉・介護人材確保基盤整備事業	22

令和5年度 安芸高田市社会福祉協議会事業計画

I 基本方針

近年、少子高齢社会の進行、地域のつながりの希薄化など、生活様式や地域社会を取り巻く環境が変化しており、また、近年は新型コロナウイルスの感染拡大が社会に大きく影を落としています。

さらに、高齢者の孤立やフレイル、子育てに対する不安や経済的困窮など、地域における生活課題も複雑化・深刻化してきています。

このような社会情勢を踏まえて、本年度は、第2次中期経営計画で掲げた「ともに支えあい 心豊かに」との基本理念に基づいて、

1 地域福祉と在宅福祉の融合～地域共生社会づくりの強化～

2 福祉の開拓者として～社協組織と財政基盤の強化～

の2項目を具体的な方策の基本方針として、住民主体による地域福祉の推進をめざし、さまざまな福祉課題に対して個別支援と地域での協働による解決に向け取り組みます。

さらに、「地域共生社会」の実現に向けた包括的支援体制整備を具体化するため、高齢、障害、児童、困窮といった分野ごとの相談を一体的に受け止める重層的支援体制整備の推進に向け、局内での連携および行政や広島県社会福祉協議会等と連携し、地域福祉会議事業を中心とした重点事業に取り組みます。

II 第2次中期経営計画の基本目標

本年度は、第2次中期経営計画の最終年度であり、基本目標達成に向けて諸事業を推進します。【計画期間：令和元（2019）年度～令和5（2023）年度】

また、地域の生活課題を解決するため、地域共生社会実現のための重層的支援体制整備事業の実施に向けた取組である地域福祉会議事業の推進、地域住民とともに支え合う仕組みづくりや人材育成を目的として、令和6年度を初年度とする新たな中期経営計画を策定します。

《基本目標》

- (1) 人つながりと地域づくりの強化
- (2) 相談機能の強化
- (3) 権利擁護支援体制の強化
- (4) 介護保険事業の充実と強化
- (5) 地域包括支援センターの充実と強化
- (6) 他団体との連携

- (7) 組織経営の強化
- (8) 事務組織の強化
- (9) 財源確保の強化
- (10) 法令順守等体制の整備

Ⅲ 重点的な取組計画

本年度における重点的な取組計画は、次のとおりです。

《人つながりと地域づくりの強化》

(1) 地域共生社会の推進

社協は、地域や住民が抱えている様々な課題の解決に努めています。職員や他機関の専門職の力だけでは到底成し遂げることはできません。その解決のため、地域住民の支援が不可欠であり、地域福社会議を中心に、地域住民の力を結集して地域福祉を推進します。

① 地域課題解決の取組及び運営支援

地域の社会資源を把握して地域住民の協力を得て、地域福社会議による福祉課題解決に向けて、地域の支え合いのネットワークの強化を図り、具体的な取組及び運営を支援します。

各地域福社会議の具体的な取組内容等

各地域福社会議名	委員数	具体的な取組内容
吉田地域福社会議	12名	▶ サロン活動を支える方を中心とした困りごとを解決する助け合いの仕組みづくり
八千代地域福社会議	9名	▶ お太助協力隊の全町域拡充
美土里地域福社会議	10名	▶ ゴミ出し等支援の実施 ▶ 買い物支援、配食支援サービスの利用拡充による高齢者世帯の支援
高宮地域福社会議	9名	▶ 限界集落の人たちへの支援も視野に入れた移動型「井戸端カフェ」の開催
甲田地域福社会議	6名	▶ 出前講座の普及・啓発による支所を中心とした相談窓口の強化と地域課題の支援
向原地域福社会議	7名	▶ 地区ボランティアセンターの開設 (家庭ごみ排出・草刈り等)

② 効果的な事業の推進

高齢者等を地域で一体的に支える仕組みづくりに向け、事業の見直しを図ります。具体的には、ふれあいサロンや小地域のお茶の間サロンの運営の在り方を検討して、今後住民主体のサービスが継続して提供できるよう、利用者等との協働による相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行ないます。

また、生活支援等の担い手として地域でのホームヘルパーの募集や災害ボランティアなどの普及啓発、育成に取り組みます。

③ 局内の連携強化による地域福祉会議事業等の推進

地域福祉課と地域包括支援センターが連携を強化し、さらに局内の全部署が一体となり、専門職との連携を強化して、地域課題や支援困難事例の早期発見に努め、課題解決に向けた取組を行ないます。

(2) 社会福祉講演会の開催

地域活動への参加減少やコミュニティ組織の担い手の高齢化など、地域活動への意識の希薄化が課題となっている中、地域における生活・福祉課題を把握し、既存の社会資源と連携・協働して問題の解決を図るコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の育成、地域のコミュニティの醸成に向け社会福祉講演会を開催します。

(3) ふれあいセンターいきいきの里の譲渡に伴う地域の拠点活用

安芸高田市から無償譲渡を受け、地域住民の集いの場、また子育て支援センター事業や災害ボランティアセンターの拠点として、引き続き有効活用します。

《相談機能の充実》

(4) 総合相談窓口の強化

地域生活課題が多様化・複雑化する中で、令和4年度に県社協から指定を受けた社協型総合相談支援体制強化事業や生活福祉資金（コロナ特例貸付）の借入世帯の支援等に取り組み、社協組織の横断的な連携を図りながら、昨年度の災害ボランティア活動後に実施したフォローアップ支援等の経験を活かして、複合的な課題を抱える世帯等の相談支援や地域課題解決に向けた取組を強化します。

《介護保険事業の充実と強化》

(5) 介護保険事業の安定経営

介護保険事業については、新型コロナウイルスの影響による利用者の減少に伴う事業報酬の確保や介護職員の人材確保対策が急務となっています。

① 業務継続体制の整備

訪問介護事業については、事業所を本所に集約して甲田支所に出張所

を設置するとともに人員体制を整備して、職員の業務負担の軽減と利用者へのサービスの質の向上を図ります。

また、通所事業については、新規利用者の増加等を図りながら、利用動向によっては、事業規模を見直して、経費削減を図ります。

さらに、新型コロナウイルス感染症、災害等の対応に当たる中、地域の利用者へ継続してサービスが提供できるよう、安定した事業運営に努めます。

② 人材育成および資格取得

介護事業所において、質の高いサービスを提供するため、主任介護支援専門員、介護支援専門員や介護福祉士などの資格取得支援と職員へ啓発を行ない、職員のスキルアップをめざします。

③ 介護事業の事務改善

国保連への請求事務の一元化を継続するとともに、各事業所における介護報酬請求事務について、業務の改善を推進します。

④ 介護事業利用者の確保

各事業所間での連携を密にし、新規利用者を確保して、介護報酬の増額に努めます。

⑤ 介護職員の処遇改善および介護人材の確保

令和4年度に引き続き、介護職員の処遇改善や人員体制の充実など事業推進体制を強化します。

また、登録職員の採用を推進するなど、人員体制の充実に努めます。

⑥ 運営基準の遵守と目標管理の体制整備

運営基準の遵守と介護報酬の確実な請求を実施するとともに、各事業所の機能充実と実施体制を強化します。

《地域包括支援センターの充実と強化》

(6) 地域包括支援センターの業務推進

地域に暮らす高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、最後まで生き甲斐と尊厳をもって自分らしい暮らしができる地域包括ケアシステムの推進に取り組みます。

また、地域包括支援センターの人員を充実して地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備を図るため、従来に増して「断らない相談支援」に向け、いつでも相談に応じる多様な相談体制の構築を図ります。

《組織経営の強化》

(7) 社協の「見える化」の推進

ホームページや広報紙を活用してタイムリーに情報発信して、社協事業をわかりやすく「見える化」して、住民の理解を深めます。

(8) 働きやすい環境の整備

- ① 働きやすい職員の環境づくりを行なうことにより、職員の作業効率の向上、職員の新規採用と人材の確保に努めます。
- ② 訪問介護吉田事業所の本所移転に伴い、1階和室に職員の休憩室を設け、心身ともに快適に働くことができるよう整備します。

(9) 人事考課の実施と活用

業務を円滑に推進するため人事考課制度を活用して職員の事務能力の向上を図ります。

また、管理職から部下へのフィードバックや報告・連絡・相談を徹底して、風通しの良い職場づくりを推進します。

(10) 情報化の推進

- ① オンライン化への対応
業務を見直し、情報共有ができる体制を構築します。また、コロナ禍において ZOOM を活用した会議が推進されており、ウェブ会議室の確保などのオンライン研修等の環境を整えます。
- ② 新たな経理会計システム導入の検討
収益の発生しない経理事務について、作業手順の見直しを行ない、新たな経理会計システム導入を検討して、職員の事務の負担軽減と経費の節減を進めます。

《事務組織の強化》

(11) 福祉・介護人材の確保

社協の限られた資源を活用するとともに、地域福祉の推進を図るため介護人材の確保を推進します。

- ① 福祉・介護人材確保基盤整備の推進
行政、福祉施設等と協働し「協議会」を運営し、「介護職員初任者研修」をはじめとする事業を実施し、地域の介護人材確保に努めます。
また、介護助手の育成を図り、介護人材の担い手として養成を行ないます。
- ② 地域の介護の担い手づくり
地域の介護人材の発掘、介護サポーター養成講座の参加者募集、訪問介護等の担い手として協力が得られる仕組みづくりを行ないます。
- ③ 介護職員の募集活動
介護職を養成している高等学校、大学及び専門学校を訪問し、介護職員等の募集活動を実施します。

《財源確保の強化》

(12) 財政基盤の強化

社協会費や共同募金は、地域福祉活動の推進のために活用されており、地域に還元する貴重な財源です。

そのため、社協事業に対する理解を深める取組を実施して、会費納入率の向上、寄附金等の増収に努めます。

① 自主財源の確保

社協会員の増加や共同募金等の増収を図るため、福祉委員会議を開催して福祉委員の理解と協力を求めるなど、会員台帳を基に空白地区等の啓発を推進します。また、共同募金活動である街頭募金やイベント募金を積極的に取組みます。

介護保険事業においては、利用者のニーズに対応できるよう質の向上を図り、安定した収益の確保をめざします。

② 公的財源の確保

地域に密着した事業を推進して、行政との連携を深めて、人件費補助や受託事業の確保を図り、財源確保に努めます。

③ 社会福祉充実残額の活用

社会福祉充実計画に基づき、地域共生社会実現に向けた重層的支援体制整備事業を実施する取組として地域福祉会議事業を推進し、地域における社協事業に対する支援の基盤を強化します。

《法令遵守等体制の整備》

(13) 勤務時間管理の徹底

勤務時間管理システムの運用により、時間外勤務の申請および命令や休暇申請など、労務管理業務を省力化して働きやすい職場づくりに努めます。

(14) 職場のメンタルヘルス対策

衛生委員会を定期的開催して職場環境を改善し、研修を通じてメンタルヘルスチェックを促進するとともに、嘱託医と連携して職員の健康管理やコロナウィルス対策に努めます。

IV 事業内容

【総務課】

1 法人運営事業

区 分		内 容
会 議 関 係		理 事 会：計画・報告・予算・補正・決算他
		監 事 会：決算等中間監査含む
		評議員会：予算・補正・決算
部 会 関 係	総務部会	理事会提出議案について 事業計画・企画、予算・決算等について
	介護保険事業関係部会	理事会提出議案について 運営・状況検討・評価・改善等について
役員等選任委員会		役員の候補者推薦及び評議員の選任について
広報委員会		広報誌の作成について 安芸高田市社協だより発行：年4回
正副会長会議		社会福祉協議会の方針、課題調整について
正副会長・部会長会議		社会福祉協議会の事業執行等について
役員全員協議会		社会福祉協議会の事業執行状況について
地域福社会議議長会		計画・予算・助成金の決定について
中期経営計画策定委員会		地域共生社会実現や経営課題に適切に対応するため、5年間の計画を策定
福祉委員会議		各町において福祉委員会議を開催する 福祉委員制度および社協事業について
生活福祉資金貸付審査会		生活福祉資金貸付審査等
社会福祉事業調整協議会		市行政と補助事業・委託事業について連絡調整

衛生委員会	職員の安全、健康の確保について 新型コロナウイルス等感染症に関することについて 職員のメンタルヘルスについて
役職員関係	①理事・監事・評議員研修 ②幹部会議 全体幹部会議 毎月第1、第3月曜日 ③職員研修 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的な研修体制による職員のスキルアップ、サービスの質の向上を図る。 ・ 中央福祉学院への研修や、県社協が実施する研修会への参加 ・ 顧問税理士、弁護士や社会保険労務士の専門家による研修を行ない、法令遵守に努める。 ・ 産業医による、メンタルヘルスや感染症予防に係る研修 ・ 警察署指導員による、交通安全に係る法令遵守についての研修

2 センター管理運営事業

令和5年度においては、社協がふれあいセンターいきいきの里を自主的に運営し、指定管理を受託している施設と併せて、引き続き地域の集いの場としての役割が発揮できるよう、利用促進と適正な管理運営に努めます。

区 分	内 容
保健センター	①会議室、健康増進室等の貸出受付 ②センターの管理・運営
ふれあいセンター いきいきの里	① 広間、会議室、調理室等施設の貸出受付 ② センターの管理・運営 ③ 子育て支援センター事業の運営
ふれあいセンター こうだ	①会議室、調理室等施設の貸出受付 ②センターの管理・運営

【地域福祉課】

1 地域福祉事業

区 分	内 容
地域福社会議事業	<p>地域福社会議が中心となり、住民が主体的に地域の福祉課題を把握し解決を試み、包括的に受け止めることができる地域づくりに取り組めるよう、地域福社会議の運営を支援する。</p> <p>また「地域共生社会の実現」のため、地域の支え合いのネットワークの強化を図り、地域福祉推進の基盤づくりを行なう。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地域福社会議活動計画の遂行 ② 地域の支え合い活動の推進、各地域福社会議による特色ある支え合い活動に取り組んで、地域共生社会の実現に向けた基盤整備を行なう。 ③ 地域福社会議議長会議の開催（年4回程度） ④ 地域福祉活動の推進に向けた社協局内の連携強化 ⑤ 行政等と連携した包括的支援体制の構築
日常生活応援サービス事業 ほほえみネット	<p>サービスを提供する協力員により、要援助者の普段生活している中でちょっとした困りごと等に対して援助を行なう。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 協力員による、日常生活応援サービスの実施 ② 研修会および交流会の開催 ③ 介護保険事業所等と連携、広報啓発
ふれあいサロン事業	<p>近隣の高齢者が住み慣れた地域で、お互い生きがいを感じ安心して元気に暮らせるための交流の場として実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 住民の誰もが気軽に寄り合い、健康づくり、孤立予防や見守り等を行なう ② サロン代表者会議の開催 ③ サロンに関する調査、研究および情報提供 ④ サロン開設に関する相談対応、登録等
小地域のお茶の間サロン事業	<p>地域生活課題を身近な居場所(常設的)を拠点にして、地域事情に応じた手法で住民が把握共有し、自らの力で解決できるしくみ(支えあい活動)をつくる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 軽度の認知症の方や、地域の高齢者等の日中の居場所提供 ② 孤立予防や安否確認等、支え合い活動への展開 ③ 運営代表者・運営者会議との連携、協議 ④ 代表者会議の開催 ⑤ 補助金終了地域への継続した支援 ⑥ 運営内容の見直し検討

区 分	内 容
認知症カフェ事業	<p>認知症の方をはじめ、その家族や地域住民、専門職等、誰もが気軽に立ち寄り、相談や情報交換等ができる場として、カフェ方式で実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 認知症の方、家族の日中の居場所の提供 ② 認知症による不安や悩みを専門職員等による相談対応 ③ 地域の方へ認知症の理解を深める ④ 地域包括支援センター等の関係機関との連携 ⑤ 運営協力員（ボランティア）の養成と運営協力
福祉・介護 出前講座	<p>地域の住民による集会等において、福祉及び介護に関する知識や情報を習得することを支援する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地域の会合やサロン、学校等からの申し込みにより、福祉や介護に関する出前講座を開催 ② 主催者がパンフレットのメニューより選んだ講座内容を実施 ③ 社協職員のスキル向上
福祉サービス 利用援助事業 「かけはし」	<p>認知症や障がいなどにより、一人で物事を判断することに不安のある人へ、福祉サービスの利用手続きや金銭管理のお手伝いをし、困りごとや要望に基づいて支援する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 生活支援員による福祉サービス利用の手続き、日常的な金銭管理の支援サービスおよび書類等の預かり ② 生活支援員の登録、連携 ③ 生活支援員・専門員研修会参加 ④ 事業普及および広報啓発 ⑤ 県社協、行政機関、民生委員児童委員等との連携 ⑥ 地域ケア会議への参加 ⑦ 利用者の預金管理方法の整理
成年後見事業	<p>認知症、知的障がいまたは精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人に対して、社協が成年後見人、保佐人、補助人を担うことにより、安心して日常生活を送ることができるよう支援する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 成年後見制度における後見・保佐・補助類型の受任 ② 被後見人等の財産管理、身上監護等 ③ 成年後見制度の研修会開催 ④ 成年後見事業契約締結審査会 ⑤ 行政機関、地域包括支援センター、県社協等と連携 ⑥ 事業普及および広報啓発 ⑦ 権利擁護センター設置に向けての調査、協議、視察研修、勉強会の実施

区 分	内 容
ボランティア活動事業	<p>ボランティア活動の相談受付や養成・登録、活動のコーディネートを行なう。 また災害時の緊急時に被災者への生活サポート活動が迅速に行うことができるように、安全で安心なネット（セーフティネット）を構築する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ボランティアに関する調査・研究 ② ボランティア相談・登録・斡旋および紹介 ③ ボランティアセンター運営委員会の開催 ④ プチボランティアスクール開催(年1回) ⑤ ボランティア講演会開催(年1回) ⑥ 災害時ボランティアへの対応強化 ⑦ 被災者生活サポートボラネットの推進 ⑧ 災害シミュレーション研修の開催（向原町） ⑨ ボランティア連絡協議会との連携
安心生活創造事業	<p>日常的に一人暮らし、高齢者・障がい者世帯で支援が必要な方に、市民が連携し、見守りや日々の暮らしのちょっとした困りごとのお手伝いをし、誰もが地域の中で安心して生活できるよう実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 登録訪問員による見守り活動や困りごと解決支援 ② 登録訪問員お太助ポイントの付与 ③ 対象者実態把握調査（社協職員） ④ 民生委員児童委員等と連携
ファミリー・サポート・センター事業	<p>育児支援が必要な世帯に対し、子育ての支援を行なう。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 提供会員による育児支援応援サービス ② 日中の子どもの預り ③ 宿泊預り ④ 小学校・保育所・児童館等と連携 ⑤ 相互支援に必要な講習会および交流会の実施(年1回)
子育て支援センター一時預り事業	<p>育児支援が必要な世帯に対し、施設において一時的に預かりを行なう。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ふれあいセンターいきいきの里を活用した一時預りサービスの実施 ② 研修会および交流会の実施
障がい者地域生活アシスタント事業	<p>障がいのある方が、地域社会の一員として社会に参加し安心した地域生活が送れるよう支援する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 生活協力員による生活援助、見守りサービス ② 生活協力員の登録および派遣 ③ 関係機関・団体等との連携 ④ 生活協力員養成研修の開催（年1回） ⑤ 事業普及および広報啓発

区 分	内 容
配食サービス事業 (八)(高)(甲)	<p>一人暮らしの高齢者へ、生活支援の一環として配食サービスを行なう。</p> <p>① 配食協力員により自宅へ配達し、安否確認も行なうサービス</p> <p>② 対象地域：八千代・高宮・甲田</p> <p>③ 対象者：市の認定による概ね 65 歳以上の一人暮らし、高齢者のみの世帯等</p>
生活福祉資金貸付事業	<p>低所得者、障がい者または高齢者の世帯に対して、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことで、その経済的自立および生活意欲の助長促進並びに在宅福祉および社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的として実施する。</p> <p>① 県社協受託事業</p> <p>② 県社協申請書の進達</p> <p>③ 民生委員児童委員等との連携</p> <p>④ 緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援</p>
一般介護予防事業 (げんき教室)	<p>65 歳以上で要介護認定を受けていない第一号被保険者に対し、加齢による心身の衰えを予防することで、高齢者が地域で自立した生活を営むように支援する。</p> <p>教室の運営</p> <p>吉 田 4 会場 八千代 2 会場 甲 田 4 会場</p> <p>運営内容</p> <p>① 介護予防を目的とした集団で行うプログラムの実施</p> <p>② 市の方針に基づき 1 会場年 26 回以内の開催 (月 2 回)</p> <p>③ 支援員の適正配置</p> <p>④ 1 会場 2 時間程度の開催</p> <p>⑤ 健康状態の確認の実施</p> <p>⑥ 運動機能向上、口腔機能向上および認知症予防等に資する内容の実施</p> <p>⑦ 送迎希望者に対する送迎の実施</p> <p>⑧ 支援員会議の実施 (年 1 回)</p> <p>⑨ 登録支援員の養成</p>
会費関係	<p>① 戸別会費 (500 円) 福祉委員を通じ協力依頼</p> <p>② 賛助会費 (1,000 円) 団体会費 (3,000 円) 依頼文書の発送</p> <p>③ 福祉委員に協力を求めるなど、会員台帳を基に空白地区等の啓発の推進</p>

2 地域包括支援センター事業

区 分	内 容
<p>地域包括支援センター事業</p>	<p>地域に暮らす高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、最後まで生き甲斐と尊厳をもって自分らしい暮らしができる地域包括ケアシステムの推進に取り組みます。</p> <p>また、地域包括支援センターの人員を充実して地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備を図るため、従来にも増して「断らない相談支援」に向け、いつでも相談に応じる多様な相談体制の構築を図ります。</p> <p>1 総合相談支援事業の充実</p> <p>専門的な相談支援や、関係機関との連携により、受け付けた相談内容の早期解決につなげます。</p> <p>また、包括だより、出前講座等による周知活動を継続し、地域に身近な地域福祉会議と連携し、気軽に相談できる総合相談機能の充実を図ります。</p> <p>2 権利擁護事業の充実</p> <p>一人暮らしや認知症など、判断能力の低下や支援者不在により、その人らしい生活を継続することが困難な高齢者等に対して、各専門職が連携して、専門性に基づいた支援を行います。</p> <p>① 虐待及び困難ケースへの対応 ② 権利擁護ネットワークへの参加 ③ 消費生活相談窓口との連携構築 ④ 成年後見制度の啓発活動</p> <p>3 包括的・継続的ケアマネジメント事業の充実</p> <p>さまざまな生活課題を抱える高齢者が、課題に応じた社会資源を適切に活用しながら住み慣れた地域で暮らし続けることが出来るように、地域包括ケアシステムの構築をめざします。</p> <p>① 居宅連絡協議会、主任介護支援専門員との連携による困難ケース等の個別相談支援 ② 認知症カフェ等、当事者・家族へ専門職として相談支援します。 ③ 認知症ケアパスの更新や地域住民向けの広報啓発に向け多職種でのワーキング協議の実施 ④ 事業所間同士の連携強化や課題共有による質の高いサービス提供のための支援 ⑤ 退院支援等の要請に速やかな連携・機動のための信頼関係の構築</p>

区 分	内 容
<p>地域包括支援センター事業</p>	<p>4 地域ケア会議の充実 地域の関係機関との連携、介護支援専門員の後方支援等を通じた包括的・継続的なケア体制の構築を図ります。また、地域ケア会議を通じ、個別課題の解決、地域課題の抽出と解決に向けて行政へ積極的に提案していきます。</p> <p>5 介護予防ケアマネジメント事業の充実 在宅で自立した日常生活を営むためのマネジメントを行い、適切な介護予防サービスにつなぐため、自立支援型ケアマネジメント研修会、事例検討会等を開催し、行政、関係機関と連携を図り、サービスが適切に提供できるよう支援を行ないます。</p> <p>6 事務改善（情報化）に向けた取組 市と連携して、業務ソフトの更新に向けた計画を策定し、併せて甲田支所（ブランチ）との電子データの連携を強化します。</p>
<p>介護予防支援事業</p>	<p>7 指定介護予防支援事業所の充実 要支援 1、要支援 2 の認定を受けた高齢者に対し、「自立支援」に向けて過不足なくサービス提供できるようにケアプランを作成。</p> <p>また、業務の一部を委託し、委託事業所との連携を強化するとともに、円滑な運営に取り組みます。</p>

3 安芸高田市共同募金委員会事務事業

共同募金運動は、「じぶんの町を良くするしくみ」の実現をめざし、地域住民の主体的参加により展開しています。また募金は、地域にも還元され市社協が推進する多くの地域福祉活動の財源となっており、地域福祉の向上に大いに役立っています。

今後も、市民や企業・団体等に対し共同募金の趣旨を十分周知し理解と協力を求めてまいります。とりわけ近年、コロナ感染拡大を危惧し街頭募金活動やイベント募金等を自粛しておりましたが、令和5年度は、これらの活動も積極的に推進し、募金額増額に努めてまいります。

区 分		内 容
一般配分金事業	社会福祉協議会事業	① ふれあいサロン事業 ② 配食サービス事業 ③ 小地域のお茶の間サロン事業 ④ 認知症カフェ事業 ⑤ ほほえみネット事業 ⑥ 地域福祉会議事業
	地域助成配分	安芸高田市老人クラブ連合会への助成
募金運動		① 戸別募金：住民へ福祉委員を通じ協力依頼 ※500円/戸 ② 法人募金：法人への協力依頼 ※ダイレクトメール ③ 職域募金：市役所、企業等職員への協力依頼 ④ 街頭募金：街頭での協力依頼 ⑤ イベント募金：市内行事等での協力依頼 ⑥ その他の募金：募金箱設置等

4 日本赤十字社広島県支部安芸高田市地区事務事業

日本赤十字社の会費は、ボランティアの育成や被災者支援等に充てられる資金です。今後も市民に対し、日本赤十字社の会費の趣旨を十分周知し、理解と協力を求めてまいります。

区 分	内 容
日本赤十字社 広島県支部 安芸高田市地区 事務事業	① 戸別会費：住民へ福祉委員を通じ協力依頼 ※500円/戸 ② 法人会費：法人へ県支部から協力依頼 ※ダイレクトメール ③ 救急法、幼児安全法、健康生活支援講習等の受付 ④ 災害、火災等被災世帯への支援 ⑤ その他災害等の募金箱設置

【介護支援課】

1 介護保険事業

区 分	内 容
居宅介護支援事業	<p>居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な居宅介護支援サービスの提供を行なう。</p> <p>1. 経営の安定</p> <ul style="list-style-type: none">① 収入目標額の設定と進捗管理② 業務課題の抽出と改善策の検討③ 事業所管理者による業務改善会議の実施（月1回）④ 専門性の高い人材の確保。法令遵守（特定事業所加算Ⅱ対象要件の維持）⑤ 受託事業（介護予防、介護予防ケアマネジメント、認定調査、住宅改修）の実施⑥ 事務要員との連携強化 <p>2. 人材育成・確保</p> <ul style="list-style-type: none">① 介護保険事業全体研修計画の策定・実施② 目標設定の外部研修受講支援③ 専門資格の更新や主任介護支援専門員取得のための研修受講支援及び人事考課との連動・評価④ 包括支援センター等が実施する事例検討会への積極的参加⑤ 介護支援専門員実務研修実習の受け入れの協力⑥ 他法人と共同した事例検討会、研修会の実施 <p>3. 事業の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none">① 情報共有や業務改善に向けた事業所内会議の実施（週1回）② 事業所内事例検討会の実施（月1回）③ 24時間連絡体制の継続④ 自立支援型ケアプランの作成⑤ 各法令の理解と遵守（BCP・虐待・感染症に関する委員会の取組と研修の実施）⑥ 地域包括支援センターからの支援困難事例の適切な受け入れ体制整備⑦ 他機関・多職種や団体、地域住民との連携によるチームケアの実践

区 分	内 容
訪問介護事業	<p>居宅において要介護、要支援状態にある高齢者に、適切な訪問介護（身体介護・生活援助）サービスの提供を行なう。</p> <p>1. 経営の安定</p> <p>① 収入目標額の設定と進捗管理</p> <p>② 業務課題の抽出と改善策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所定例会議（月1回） ・事業所長級の業務改善会議の実施（月1回） <p>③ 専門性の高い人材の確保及び法改正に対応し基準の遵守（特定事業所加算Ⅱ対象要件の維持）</p> <p>④ 業務改善と介護ソフトの活用で情報の共有と給付管理を一体的に実施</p> <p>⑤ 介護報酬請求事務における紙媒体の帳票類作成から勤怠管理システムを活用した電子データ化の推進</p> <p>⑥ 事務員との連携強化</p> <p>⑦ 新型コロナウイルス感染症対策</p> <p>2. 人材育成・確保</p> <p>① 介護保険事業全体研修計画の策定・実施</p> <p>② 事業所内年間研修計画の策定・実施</p> <p>③ 個別研修計画における研修会・外部研修受講支援。資格取得の奨励と人事考課の連動・評価</p> <p>④ 処遇改善加算Ⅰの取得継続 特定処遇改善加算Ⅰの取得</p> <p>⑤ 介護職員初任者研修講師や現場実習生の受入（吉田高等学校等）</p> <p>⑥ 地域で未就労の有資格者の登録職員等への登用</p> <p>3. 事業の充実・強化</p> <p>① 個別ケア内容や留意事項等のタイムリーな情報共有（文書等）による適切なサービス提供と記録のデータ化（毎日）</p> <p>② サービス提供責任者と訪問介護員間の情報伝達や報告、技術指導の実践（月1回）</p> <p>③ 他機関・多職種や団体、地域住民との連携によるチームケアの実践 （ケアマネ、訪問看護、包括支援センター、障害基幹相談支援センター等）</p> <p>④ 各法令の理解と遵守 （BCP・虐待・感染症に関する委員会への出席）</p>

区 分	内 容
通所介護事業	<p>居宅において要介護、要支援状態にある高齢者に対し、適切な通所介護サービスの提供を行なう。</p> <p>1. 経営の安定</p> <p>① 収入目標額の設定と毎月の進捗状況の把握、事業課題の抽出と改善策の検討 (業務改善会議の実施：月1回)</p> <p>② 介護報酬請求事務における紙媒体の帳票類作成から勤怠管理システムを活用した電子データ化の推進</p> <p>③ 利用定員(25名)の平均9割確保 利用者の動向を見ながら利用者定員の見直しを行なう</p> <p>④ 利用者満足度向上への取組</p> <p>⑤ ケアマネジャー等への広報活動の実施</p> <p>⑥ 利用者等のニーズに応じた柔軟な支援のため送迎計画等を作成</p> <p>⑦ コロナ感染症対策の継続</p> <p>2. 人材の育成と研修</p> <p>① 個別研修計画の策定と受講支援と資格取得奨励、および人事考課との連動と評価</p> <p>② 管理者、生活相談員の職務明確化及び業務執行</p> <p>3. 事業の充実・強化</p> <p>① 生活相談員と看護職員を中心とした機能訓練の取組体制の確立。他事業所との連携で情報共有を図る。</p> <p>② 各法令の理解を深め、基準遵守での事業運営と困難ケースへの対応力の強化</p> <p>③ 一般介護予防事業との連携で地域ニーズに対応し、各種団体からの慰問、ボランティアや職場体験等の受入</p> <p>④ 事業所内ミーティング、定例会議等の実施で業務改善し効率的な業務遂行</p> <p>⑤ サービスプログラムを半年ごとに更新し自立支援に向けて利用者等のニーズに対応チラシ等の作成・配布にて地域住民への周知・啓発の強化</p>

区 分	内 容
<p>福祉用具貸与事業</p> <p>福祉用具販売事業</p>	<p>居宅において要介護、要支援状態にある高齢者に対し、適切な福祉用具貸与や販売の提供を行なう。</p> <p>1. 経営の安定</p> <p>① 新型コロナ感染症対策の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業継続計画（BCP 感染症編）の適切な運用 <p>② 介護報酬の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所との連携強化による、新規利用者獲得 ・収支状況の把握と進捗管理 <p>③ 業務課題の抽出と改善策の検討 （事業所会議：月1回） （管理者会議：月1回）</p> <p>④ 上限価格、全国平均価格の把握</p> <p>⑤ ICT化への検討 紙媒体から電子データ化の推進</p> <p>2. 人材育成</p> <p>① 介護保険事業全体研修の実施</p> <p>② 内外研修への受講</p> <p>③ スキル向上による顧客信頼度の強化（新商品の情報取得、専門相談員スキルアップ研修等）</p> <p>3. 事業の充実・強化</p> <p>① 各種対応マニュアルの見直し</p> <p>② 福祉用具メンテナンスの迅速な対応</p> <p>③ サロン等（出前講座含む）参加による地域住民等への周知・啓発</p> <p>④ 他機関・多職種や団体、地域住民との連携によるチームケアの実践 （包括支援センター主催の地域ケア会議等への出席・参加）</p> <p>⑤ 感染症予防及びまん延防止、虐待防止に係る対策を検討する委員会の実施</p> <p>⑥ 感染症予防及びまん延防止、虐待防止、事業継続計画に係る研修・訓練の実施委託業者への消毒・保管の定期確認の実施</p>

3 障害者自立支援事業

区 分	内 容
<p style="text-align: center;">障害者自立 支援事業</p>	<p>居宅において障がい者または障がい児に対し、適切な障がい福祉サービスの提供を行なう。</p> <p>1. 経営の安定</p> <p>① 収入目標額の設定と進捗管理 ② 業務課題の抽出と改善策の検討 事業所定例会議（月1回） 事業所長級の業務改善会議の実施（月1回） ③ 他事業の並行運営と稼働効率の良いシフト管理 ④ 新型コロナウイルス感染症対策の継続</p> <p>2. 人材育成・確保</p> <p>① 障害福祉サービスに特化した研修会等の受講支援 ② 処遇改善加算Ⅰの取得継続による介護職員への処遇の改善</p> <p>3. 事業の充実・強化</p> <p>① 職員間での情報共有を密にし、質の高いサービスの提供 ② 多職種との連携によるチームケアの実践 ③ 疾病や法令等の理解を深めながらのケース対応力の強化 ④ 各法令の理解と遵守 (BCP・虐待・感染症に関する委員会の取組)</p>

4 移動支援サービス事業

区 分	内 容
<p style="text-align: center;">移動支援サービス 事業</p>	<p>屋外での移動が困難な障がい者または障がい児に対し、外出における移動の介助、その援助にわたる適切な障がい福祉サービスの提供を行なう。</p> <p>1. 経営の安定</p> <p>① 収入目標額の設定と進捗管理 ② 業務課題の抽出と改善策の検討 事業所定例会議（月1回） 事業所長級の業務改善会議の実施（月1回） ③ 新型コロナウイルス感染症対策</p> <p>2. 人材育成・確保</p> <p>① 処遇改善加算Ⅰの継続取得による介護職員への処遇改善</p>

区 分	内 容
移動支援サービス事業	3. 事業の充実・強化 ① 職員間での情報共有を密にし、質の高いサービスの提供 ② 多職種との連携によるチームケアの実践 ③ 疾病や法令等の理解を深めながらのケース対応力の強化 ④ 各法令の理解と遵守 (BCP・虐待・感染症に関する委員会の取組)

5 介護福祉事業

区 分	内 容
福祉用具 自費レンタル事業	自費での福祉用具貸与の提供を行ない、介護保険で対象とならない方でも、自宅での環境を整え、日常生活上の便宜を図るとともに、介護する方の負担の軽減を図ります。 ① 対象者： ・介護保険申請中の方 ・要支援1・2および要介護1の方 ・入院中で短期外泊される方 ・骨折等で短期治療により福祉用具の必要な方 ② 貸出用具： ・特殊寝台（マットレス、サイドレール2本付き） ・車いす ・歩行器 ・歩行補助杖 ・上記以外で、本会福祉用具貸与事業所が取り扱う福祉用具
養育支援家庭訪問事業	① 養育支援が特に必要な家庭に訪問介護員を派遣し、家事及び育児等の援助を行なう。 ② 訪問介護員等による家事援助、外出介助、育児補助等実施 ③ 対象者：市が認定 ④ 利用者負担：無料
訪問介護自費サービス事業	① 訪問介護事業では対象とならないサービスの提供を行なう。 ② サービス内容：生活援助、身体介護（付添い程度） ③ 対象者：介護保険サービスを利用している者および利用していない者等 ④ 利用者負担：有料 1時間未満 1,600円～2,000円（30分毎に増額）

6 福祉・介護人材確保基盤整備事業

区 分	内 容
<p>福祉・介護人材 確保基盤整備事業</p>	<p>① 福祉・介護事業所において介護職員が行っている身体介護以外の周辺業務を介護サポーター修了者などのマッチングを推進する。</p> <p>② 社協、行政、福祉関係団体などの福祉・介護人材確保等総合支援協議会での福祉・介護人材の安定の確保、育成、定着に向けた取り組みを実施する。</p> <p>③ 地域で未就労のシニア・子育て中・自営業者等に短時間就労による介護人材の確保につなげることを目的に実施し、登録職員等へ登用する。</p> <p>④ 協議会の開催（年3回）</p> <p>⑤ 介護職員初任者研修の継続実施（年1回）</p> <p>⑥ 県社協、行政、関係機関との連携</p>